

2020年5月25日  
徳島県 那賀町 総務課

「第3回地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」発表資料

1. 個人情報保護条例の実態

【制定等の状況】

- 当初制定：平成17年3月1日 5カ町村の合併により那賀町として制定  
一部改正：平成25年3月25日  
一部改正：平成26年3月27日 「実施機関」の一部改正  
一部改正：平成27年9月24日 「特定個人情報」に係る一部改正  
一部改正：平成28年3月8日 行政不服審査法の施行に伴う一部改正  
一部改正：平成29年5月29日 個人情報保護法等改正法の施行に伴う一部改正

【実施機関】

町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、  
固定資産評価審査委員会、消防長

【目的】

- ・那賀町が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止、消去及び提供の停止を求める権利の明確化
- ・個人の権利利益の保護
- ・町民に信頼される公平で民主的な町政の推進

(1) 規定内容

【定義・範囲】

- ・個人情報：生存する個人に関する情報であり、次の各号に該当するもの  
①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)  
②個人識別符号が含まれるもの。
- ・要配慮個人情報：本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報

【実施機関の取扱い】

- ・収集の制限  
適法かつ公正な手段により収集  
本人から直接収集  
要配慮個人情報を収集してはならない
- ・利用、提供の制限  
目的以外のための利用、実施機関以外のものへの提供の禁止  
(例外) ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。  
②法令等に定めがあるとき。

- ③出版、報道等により個人情報に公にされているとき。
- ④個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- ⑤専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- ⑥実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- ⑦他の実施機関、実施機関以外の町の機関、国又は他の地方公共団体に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受けるものが、その所管する事務に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- ⑧前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

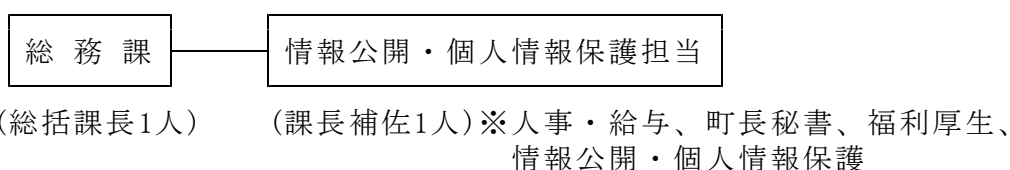
(2) 運用の実態  
条例の執行状況

年度	H 1 7 ~ H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
開示	1 5	0	0	11(3)	0
訂正請求	0	0	0	0	0
利用停止請求	0	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0	0

H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1	1	5 (1)	3	0	2
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0

情報公開請求件数含む（個人情報開示請求数）

(3) 運用体制



## 2. 個人情報保護審査会の取扱い

名称：那賀町個人情報保護審査会

事務：運用に関する重要な事項について調査審議する  
個人情報保護制度のあり方について意見を述べる

組織：5名以内（任期2年）

### ・審査会の委員選任に係る課題

公正な判断をなし得る識見を有する者の委嘱が困難。

年間数件の運用実態のため、審査会を開催し審議するような事例がない。

## 3. 情報公開制度との調整

### ・情報公開制度との運用の一体性の状況

個人情報に係る情報公開に関しては、個人情報保護担当において一元的に実施している。

## 4. 住民との関係

条例の執行状況で開示請求件数を表記しましたが、不服申立、苦情相談、についてはありませんでした。

## 5. 個人情報の利活用の状況

非識別加工情報制度については未導入である。

## 6. 国際的な調和制度

### ・国際的動向への対応状況

該当事例はありません。

## 7. 企業側のニーズ

企業等からの相談、要望等についての実績はありません。

## 8. 地方自治との関係

法による統一的な規律や運用の基準は必要であると思われるが、地方、特に町村においては地域の実情に応じた運用が必要があり、国、地方との役割については十分な論議が必要であると考えている。